

国立大学法人東京医科歯科大学介護休業等規則

〔平成16年 4月 1日
規則第34号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号。以下「就業規則」という。）第3条及び第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学に勤務する職員の介護休業及び介護部分休業に関する事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 職員の介護休業等に関しては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）及びその他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要介護状態 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態をいう。
- (2) 対象家族 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係にある者を含む。以下この号において同じ。）
 - ロ 父母
 - ハ 子
 - ニ 配偶者の父母（同居し、事実上父母と同様の関係にある者を含む。）
 - ホ 祖父母、兄弟姉妹及び孫
 - ヘ その他学長が認めた者

(介護休業)

第4条 職員は、要介護状態にある対象家族を介護するため申し出た場合には、介護休業をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、介護休業をしたことがある職員は、当該介護休業に係る対象家族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該対象家族については、前項の規定による申出をすることができない。

- (1) 当該対象家族について3回の介護休業をした場合
- (2) 次条第1号に規定する期間雇用職員について、当該対象家族に関して次に掲げる日数を合算した日数（第7条第2項において「介護休業等日数」という。）が93日に達している場合
 - ア 介護休業をした日数（介護休業を開始した日から介護休業を終了した日までの日数とし、2以上の介護休業をした場合にあつては、介護休業ごとに、介護休業を開始した日から介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数とする。）

(介護休業をすることができない職員)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は、介護休業をすることができない。

(1) 期間を定めて雇用する職員(大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)に基づき任期を定めて雇用する教員を除く。以下「期間雇用職員」という。)

のうち、次のいずれにも該当する者以外のもの

イ 削除

ロ 次条に規定する介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までの間に、その労働契約(労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することが明らかでない者

(2) 育児・介護休業法第12条第2項の手続きに基づき本学と本学の過半数を代表する者との書面による協定(以下「労使協定」という。)により定められた職員

(介護休業の申出)

第6条 介護休業をしようとする職員は、その期間の初日(以下「介護休業開始予定日」という。)及び末日(以下「介護休業終了予定日」という。)を明らかにして、申し出るものとする。

2 前項の規定による介護休業の申出は、介護休業申出書(別紙様式1)により、原則として介護休業開始予定日の1月前までに行うものとする。

3 大学の教員等の任期に関する法律に基づき任期を定めて雇用する教員及び期間雇用職員に係る第1項の申出の期間は、当該申出をする職員の契約期間を超えることはできない。この場合において、契約の更新の際、引き続き介護休業をしようとする職員は、再度同項の申出をしなければならない。

4 第4条第2項(第2号を除く。)、前条及び次項の規定は、前項後段の申出をする場合には、これを適用しない。

5 学長は、介護休業の申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業の申出があった日の翌日から起算して1月を経過する日前の日であるときは、当該介護休業開始予定日とされた日から当該1月を経過する日までの間のいずれかの日を当該介護休業開始予定日として指定することができる。

6 学長は、介護休業の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(介護休業の期間)

第7条 介護休業の期間は、対象家族1人につき、通算1年の期間内において必要とする期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間雇用職員に係る介護休業の期間は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日から介護休業終了予定日とされた日(その日が当該介護休業開始予定日とされた日から起算して93日から当該期間雇用職員の当該介護休業申出にかかる対象家族についての介護休業等日数を差し引いた日数を経過するより後の日であるときは、当該経過する日)までの期間とする。

(介護休業期間の延長)

第8条 介護休業をしている職員は、介護休業期間変更申出書(別紙様式2)により、原則として介護休業終了予定日の1月前の日までに学長に申し出ることにより、当該介護休業の延長を請求することができる。

- 2 介護休業の期間の延長は、1回に限るものとする。
- 3 第6条第6項の規定は、介護休業の期間の延長について準用する。

(介護休業の申出の撤回等)

第9条 介護休業の申出をした職員は、介護休業開始予定日の前日までに介護休業撤回申出書(別紙様式3)を学長に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

- 2 前項の規定により介護休業の申出を撤回した場合、当該介護休業の申出に係る対象家族の一の継続する要介護状態について1回に限り介護休業申出書(別紙様式1)により、再度の申出をすることができるものとする。
- 3 介護休業の申出がされた後介護休業開始予定日とされた日の前日までに、次のいずれかの事由が生じたことにより当該介護休業の申出に係る対象家族を介護しないこととなったときは、当該申出はなかったものとする。

(1) 介護休業に係る対象家族の死亡

(2) 離婚、婚姻の取消、離縁等による介護休業に係る対象家族と当該介護休業をした職員との親族関係の消滅

(3) 介護休業をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業に係る第7条の期間が経過する日までの間、当該対象家族を介護することができない状態になったこと。

(介護休業の効果)

第10条 介護休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(介護休業をしている職員が保有する職)

第11条 介護休業をしている職員は、介護休業の承認を受けていた時占めていた職を保有するものとする。ただし、当該承認を受けた後に職を異動した場合には、その異動した職を保有するものとする。

(介護休業の終了)

第12条 介護休業終了予定日とされる日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、当該事情が生じた日(第2号及び第3号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日)に介護休業は終了する。

(1) 次の事由が生じたことにより当該介護休業に係る対象家族を介護しないこととなったとき。

イ 介護休業に係る対象家族の死亡

ロ 離婚、婚姻の取消、離縁等による介護休業に係る対象家族と当該介護休業をした職員との親族関係の消滅

ハ 介護休業をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業に係る第7条の期間が経過する日までの間、当該対象家族を介護することができない状態になったこと。

(2) 介護休業をしている職員が産前休暇又は産後休暇を取得したとき。

(3) 介護休業をしている職員について新たな介護休業又は育児休業が開始されるとき。

(対象家族が死亡した場合等の届出)

第13条 介護休業をしている職員は、前条第1号に規定する事由が生じた場合には、遅滞なく、その旨を学長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、介護状況変更届（別紙様式4）により行うものとする。

3 第6条第6項の規定は、第1項の届出について準用する。

（職務復帰）

第14条 介護休業の期間が満了したとき、介護休業が終了したときは、当該介護休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（介護休業取扱通知書の交付）

第15条 学長は、次に掲げる場合には、職員に対して、介護休業取扱通知書を交付しなければならない。

- (1) 職員から介護休業の申出があった場合
- (2) 職員から介護休業の期間の延長の申出があった場合
- (3) 職員から介護休業の申出の撤回があった場合

（不利益取扱いの禁止）

第16条 職員は、介護休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

（介護部分休業）

第17条 職員は、要介護状態にある対象家族を介護するため申し出た場合は、1日の所定労働時間の一部について労働しないこと（以下「介護部分休業」という。）ができる。

2 前条の規定は、介護部分休業について準用する。

（介護部分休業をすることができない職員）

第18条 前条第1項の規定にかかわらず、労使協定により定められた職員は、介護部分休業をすることができない。

（介護部分休業の期間）

第19条 介護部分休業の期間は、介護部分休業の利用開始日から連続する3年において5回までの範囲内で、必要とする期間とする。

（介護部分休業の時間数等）

第20条 介護部分休業は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間を超えない範囲内において、1時間を単位として行うものとする。

（介護部分休業の申出）

第21条 介護部分休業の申出は、介護部分休業申出書（別紙様式5）により介護部分休業を開始しようとする日の1週間前までに行うものとする。

2 第6条第3項の規定は、介護部分休業の申出について準用する。この場合において、第18条の規定は適用しない。

3 第6条第6項の規定は、介護部分休業の承認の請求について準用する。

（介護部分休業の承認の失効等）

第22条 第12条及び第13条の規定は、介護部分休業について準用する。

(介護休業等の給与の取扱い)

第23条 介護休業等に係る給与等の取扱いについては、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則(平成16年規則第36号)第33条の規定による。

2 前項の規定にかかわらず、期間雇用職員に対する介護休業等に係る給与等の取扱いについては国立大学東京医科歯科大学非常勤職員の給与に関する細則(平成16年4月1日制定)第18条の規定による。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月11日規則第12号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月30日規則第24号)

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成22年6月30日規則第51号)

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則(平成29年1月11日規則第1号)

この規則は、平成29年1月11日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則(令和元年7月1日規則第76号)

この規則は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年10月29日規則第119号)

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日規則第36号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月17日規則第42号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

介護休業期間変更申出書

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

申出年月日 年 月 日

(申出者)

所 属
職 名
氏 名

私は、国立大学法人東京医科歯科大学介護休業等規則第8条に基づき、年 月 日に行った介護休業の申出に係る休業期間を下記のとおり変更します。

記

| | |
|------------------|---|
| 1 当初の申出における休業期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 2 当初の申出に対する大学の対応 | 休業開始予定日の指定 <input type="checkbox"/> 有 → 指定後の休業開始予定日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 無 |
| 3 変更の内容 | 休業終了日の変更 変更後の休業終了予定日 年 月 日 |

※ 本申出については、書面のほか、ファックス又はE-mail(アドレス jinji.adm@tmd.ac.jp)によることも可能です。

別紙様式3 (第9条関係)

介 護 休 業 撤 回 申 出 書

申出年月日 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

(申出者)所属

職名

氏名

国立大学法人東京医科歯科大学介護休業等規則第9条に基づき、 年 月 日
付けで申出を 行った介護休業の撤回を申し出ます。

介 護 状 況 変 更 届

届出年月日 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

(届出者) 所属_____

職名_____

氏名_____

次のとおり、介護休業に係る要介護者の介護状況について変更が生じたので、届け出ます。

1 届出の事由

- 休業に係る要介護者が死亡した。
- 休業に係る要介護者との親族関係が消滅した。
- 負傷等により、休業に係る要介護者を介護することができない状態になった。
- その他()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

介護部分休業申出書

| | | | | | | |
|---|--|----------------------|----------------|--------------------------------|------|----|
| 国立大学法人東京医科歯科大学長 殿 次のとおり介護部分休業を申し出ます。 | | | | 所属 | | |
| | | | | 職名 | | |
| | | | | 氏名 | | |
| 1 申出に係る対象家族 | 氏名 | | | 3 対象家族の状態 及び具体的な介 護内容 | | |
| | 続柄 | | | | | |
| 介護が必要となった時期 | | 年 月 日 | | | | |
| 2 開始日から3年の期間 | [最初の開始年月日から3年間] 年 月 日から 年 月 日 | | | | | |
| 4 介護部分休業の期間 | | | | 確認欄 | | 備考 |
| | | | | 申出年月日 | | |
| 年 月 日 | | 時間 | 日時間数 及び取得回数 | 労働時間 管理補助者 | 所属長等 | |
| 年 月 日から 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 () | 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分 | 日 時間 回 | 年 月 日 | | |
| 年 月 日から 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 () | 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分 | 日 時間 回 | 年 月 日 | | |
| 年 月 日から 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 () | 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分 | 日 時間 回 | 年 月 日 | | |
| 年 月 日から 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 () | 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分 | 日 時間 回 | 年 月 日 | | |
| 年 月 日から 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 () | 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分 | 日 時間 回 | 年 月 日 | | |

